

第 2 期沖繩市教育大綱

(令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年 3 月

沖 繩 市

目 次

1	沖縄市教育大綱の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 教育大綱策定の背景	
	(2) 沖縄市教育大綱の策定の趣旨	
	(3) 沖縄市教育大綱の対象期間	
	(4) 教育大綱の体系	
2	沖縄市教育大綱の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	基本方向1 未来が輝く 生きる力を育む	
	基本方向2 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる	
	基本方向3 こどもの育ちと子育てを支援する	
	基本方向4 文化を活かし まちの魅力を創出する	
	基本方向5 生涯にわたる学習とスポーツを推進する	
3	沖縄市教育大綱の基本方向に基づく施策・・・・・・・・	4
	施策1：こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する	4
	施策2：確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する	5
	施策3：個に応じた支援を推進する	6
	施策4：安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる	7
	施策5：こどもの主体的な取り組みを応援する	8
	施策6：青少年の健全育成を推進する	8
	施策7：こどもたちの一人ひとりの可能性を伸ばす	8
	施策8：地域におけるこどもの居場所づくりを推進する	9
	施策9：文化によるまちづくりを推進する	10
	施策10：いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる	11
4	沖縄市教育大綱の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1 沖縄市教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の背景

地方公共団体の長は、民意を代表する立場にあるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との綿密な連携が必要となっています。

これらをふまえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地方公共団体の長に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向をより一層反映するとともに、地方公共団体における教育や文化等の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしております。

(2) 沖縄市教育大綱の策定の趣旨

市長と本市教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政の推進を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、沖縄市における教育及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めます。

(3) 沖縄市教育大綱の対象期間

対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、この期間において、教育文化分野を含む状況の変化や施策の進展状況などをふまえ、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

(4) 教育大綱の体系

本市の教育、文化・スポーツに関する基本的な方向性については、令和3年度から開始する「第5次沖縄市総合計画」に掲げています。

したがって、「第2期沖縄市教育大綱」は「第5次沖縄市総合計画」の「都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち」、「都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち」における教育・文化・スポーツ分野に関する基本方向及び施策をもって構成します。

2 沖縄市教育大綱の基本方向

第5次沖縄市総合計画において、本市の将来に向けた基本的な方向性として以下のように示されております。

基本方向1 未来が輝く 生きる力を育む

こどもたち一人ひとりが思い描く幸せな人生を築いていけるよう、こどもたちが新しい時代を切り拓くために必要となる生きる力を、社会全体で育むまちづくりをすすめます。

こどもたちが、等しく安全・安心に質の高い教育を受けることができるよう、個々に応じた支援や環境づくりに取り組みます。

基本方向2 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる

次代を担う人材の健全な育成を図るため、地域と連携し、見守り育てる社会づくりに取り組むとともに、自然や動物等に触れ、驚きと発見、喜びや感動を体験できる機会を創出し、豊かな人間性が育まれる環境をつくります。

こどもたちの主体的な活動を応援し、挑戦する意欲を育むとともに、自由な発想を大切にすするまちづくりをすすめます。

基本方向3 こどもの育ちと子育てを支援する

こどもたちの心と体の健やかな成長を支えるとともに、安心してこどもを産み育てられるまちづくりをすすめます。

生まれ育った環境に左右されることなく、こどもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、可能性を発揮することができる社会を築きます。

基本方向4 文化を活かし まちの魅力を創出する

市民一人ひとりの輝きがまち全体の魅力となるよう、これまで培われてきた個性豊かなコザ文化を継承・発展させるとともに、文化芸術に親しみ、感性と創造力が育まれる環境づくりを推進します。

また、貴重な文化財の保存とその価値を活かした取り組みをすすめます。

基本方向5 生涯にわたる学習とスポーツを推進する

市民一人ひとりが豊かな人生をおくることができるよう、だれもが生涯をとおして自由に学び、活かすことができる機会を創出します。

また、市民がスポーツに触れ、楽しさや喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。

3 沖縄市教育大綱の基本方向に基づく施策

基本方向を推進するため、第5次沖縄市総合計画前期基本計画に位置づけられた目標や方策として以下のように示しております。

- 施策1：こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する
- 施策2：確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する
- 施策3：個に応じた支援を推進する
- 施策4：安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる
- 施策5：こどもの主体的な取り組みを応援する
- 施策6：青少年の健全育成を推進する
- 施策7：子どもたちの一人ひとりの可能性を伸ばす
- 施策8：地域におけるこどもの居場所づくりを推進する
- 施策9：文化によるまちづくりを推進する
- 施策10：いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる

各施策における取り組みについて、以下のように示しております。

施策1：こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する

<取り組み>



(1) 市立幼稚園の充実

こどもの発達や学びの連続性をふまえた複数年教育の推進や食育のための給食の実施・拡充、幼稚園教育アドバイザーの訪問指導・研修等による教諭の資質向上に取り組むなど、こどもの心身の発達に向けた取り組みをすすめる。

また、指導体制に応じた預かり保育を実施するとともに、市立幼稚園の機能集約や認定こども園への移行を検討する。

(2) 特別支援教育の充実

障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育を推進するため、こどもの個の発達の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組む。

(3) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

保幼小連携推進協議会において、こども一人ひとりの発達段階に応じた教育・保育内容の見直しや接続期のカリキュラムの改善を図るなど、こどもの発達と学びの連続性の確保および小学校教育への円滑な接続・連携を図る。

施策2：確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する



<取り組み>

(1) 学力・学習意欲の向上

確かな学力の育成に向け、県到達度調査・全国学力学習状況調査等の結果を分析し、個に応じた学習指導に取り組むとともに、「主体的・対話的で深い学び」を推進するなど、わかる授業づくりに取り組む。

また、ICT機器等を活用し、児童生徒の情報活用能力を育む。

児童生徒の学習意欲の向上を図るため、異文化や多言語に触れる機会の創出および科学の面白さや楽しさを体験できる場の創出に取り組むとともに、人生設計をおこなうきっかけづくりとなるキャリア教育を推進する。

(2) 情操教育・健康な体の育成

児童生徒の発達段階や特性等をふまえ、生命を尊重する心や規範性等が育まれる教育とともに、伝統と文化に触れ親しみ、郷土を愛する心と他国を尊重する心が育成される教育を推進する。

家庭および地域と連携し、こどもたちの基本的な生活習慣の確立や運動する習慣の定着を促進するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう食育を推進する。

(3) 教員の資質向上

多様化・複雑化した教育環境に対応できるよう教員の資質・能力の向上をめざし、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等のキャリアステージに応じた研修会および校内研修の充実を図るとともに、ICT機器等の効果的な活用が図られるよう取り組む。

(4) 地域とともにある学校づくりの推進

地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、学校と地域住民が連携し、地域の声を生かした学校づくりをすすめるコミュニティ・スクールを推進するとともに、登下校の見守りや学習支援等の様々な活動を促進する。

施策3：個に応じた支援を推進する

<取り組み>



(1) 教育相談の充実

人間関係や学力不振など、困り感のある児童生徒の課題解消を図るため、学校や家庭と連携し、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決に向けて取り組む。

適応指導教室「すだち」等においては、個に応じた教育相談や学習支援をおこなうとともに、効率的な受入れ体制づくりに取り組む。

(2) 就学にかかる負担軽減

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助をおこない、義務教育の円滑な実施を図る。

経済的な格差が教育格差とならないよう、学校や保護者、スクールソーシャルワーカー等と連携し、就学援助制度の周知徹底および適正な利用促進に取り組む。

(3) 特別支援教育の充実

障がいの有無にかかわらず、安全・安心に学校教育を受けられるよう、教育補助者・教育介助者等を配置し、学校と連携しながら、児童生徒一人ひとりに応じた支援に取り組む。

(4) 外国籍等の児童生徒への支援

外国籍等の児童生徒が学校生活に適應できるよう、日本語指導や学習支援等に取り組む。

また、学校と連携した支援方法の検討や支援体制の充実に取り組む。

施策4：安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる



<取り組み>

(1) 学校教育施設の整備

安全かつ快適で効果的な学習教育環境を提供するため、学校や教育施設の改修等に計画的に取り組むとともに、教材や学校備品、図書資料等の充実を図る。

(2) 学校給食の充実

安全・安心な学校給食を提供するため、国の衛生管理基準等にもとづき、安全管理の徹底を図る。

また、施設・設備の計画的な整備・更新や食物アレルギーへの対応等に取り組む。

第3調理場のアウトソーシングをおこなうなど、調理場の効率的な運営の取り組みをすすめる。

(3) 安全管理体制の充実

不審者や災害等から児童生徒を守るため、学校安全計画の作成や緊急時の通報の体制整備をおこなうとともに、登下校時の安全確保に向け、地域と連携し、通学路の安全点検やボランティアによる見守り運動等に取り組む。

(4) 学校規模の適正化

こどもたちのより良い学習環境を確保するため、児童生徒数の将来推計や国の少人数学級の推進等の動向を注視しながら、学校規模の適正化に取り組む。

施策5：こどもの主体的な取り組みを応援する



<取り組み>

(1) こどもの文化・スポーツ活動への支援

一人ひとりの豊かな感性や社会性を育むため、本市の個性豊かな文化や文化芸術に触れる機会を創出し、こどもの文化活動を促進するとともに、こどもたちが気軽にスポーツに触れ、健やかな成長を促進できるよう、こどものスポーツ活動を支援する。

(2) 沖縄こどもの国の充実

こどもたちの、命や自然を大切にする心や豊かな感性を育むため、沖縄こどもの国において様々な体験活動や企画展を実施するなど、こどもたちが自然や動物等に触れる機会を創出する。

施策6：青少年の健全育成を推進する



<取り組み>

(1) 健全育成に向けた環境づくり

青少年の抱える悩みや課題の解決に向け、青少年センターにおける学習支援や相談支援など、青少年の非行・不登校対策等に取り組むとともに、家庭や地域、学校等と連携して青少年を見守り育成する環境づくりをすすめる。

若者相談窓口において、地域や関係機関と連携し、社会復帰に困難を抱える若者やその家族が社会的に孤立しないよう支援する。

(2) 体験活動の充実

ものづくりや自然体験等の活動をとおして、交流の機会を創出し、青少年の自己の確立と社会の一員として必要とされる協調性や社会性の育成に取り組む。

また、子ども会など少年団体の活動を支援するとともに、小中学生を対象にリーダー研修を実施する。

施策7：こどもたちの一人ひとりの可能性を伸ばす

<取り組み>



(1) すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり

生まれ育った環境にかかわらず、こどもたちが夢や希望をもって健やかに成長し、未来に輝くよう、学習支援や放課後のこどもの居場所づくり等を推進するとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組む。

また、生活困窮のみならず複合的な課題がある子育て世帯に対して、地域や関係機関と連携した支援をおこなう。

施策8：地域におけるこどもの居場所づくりを推進する

<取り組み>



(1) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブについては、民設放課後児童クラブの動向や地域の年少人口の推計等を注視しながら、小学校と連携し、公設放課後児童クラブの整備に取り組む。

また、放課後児童クラブの質の向上を図るため、運営支援をおこなう。

(2) 放課後子ども教室の推進

放課後子ども教室については、地域と連携し、学習支援や多様な体験活動の機会を創出する。

また、実施にあたっては、小学校の敷地・施設の活用をはじめ近隣の公共施設や公民館等の利用を検討する。

施策9：文化によるまちづくりを推進する

<取り組み>



(1) コザ文化の継承・発展

本市の個性豊かな文化を市民が誇り、文化活動への積極的な参加を促進するため、エイサーをはじめ、沖縄民謡やロックなどを支える次世代の育成を図るとともに、発表できる場の提供や活動の支援に取り組む。

また、エイサー文化を発信する拠点施設であるエイサー会館の充実や、ミュージックタウン音市場と連動した音楽によるまちづくりの展開を図る。

(2) 文化芸術の振興

市民の主体的な活動や文化芸術団体等の活動を支援するとともに、本市の文化を活かしたイベントの開催などにより、市民が気軽に文化芸術に親しむ機会を創出する。

文化振興の拠点施設である沖縄市民会館や沖縄市民小劇場あしびな一等については、多くの市民が安心して利用できるよう、老朽化した設備の耐震化や更新を図る。

(3) 戦後文化の発信と歴史学習の支援

沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリートについては、常設展示や企画展の充実を図るとともに、各展示における多言語化などをすすめ、戦後文化の発信に取り組む。

市民の「沖縄市」の歴史認識を深めるため、沖縄市史の計画的な発刊や、市史資料の収集およびデジタル化に取り組む。

(4) 文化財の保存と活用

これまで、先人たちによって守られてきた貴重な文化財について、文化財の指定等をすすめ、市内の文化財の保護に取り組む。

また、保護意識の向上を図るため、調査報告書等を計画的に発刊するとともに、魅力ある展示会や講座を開催するなど、文化財の持つ価値を学校教育や社会教育をとおして発信する。

専門家や地域の意見をふまえ、国指定名勝「アマミクヌムイ」に追加指定された越来グスクおよび市内文化財の文化財保存活用地域計画等の策定に向けた取り組みをすすめる。

施策 10：いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる

<取り組み>



(1) 生涯学習の推進

各種団体との連携による生涯学習フェスティバルの充実や生涯学習ガイドブック等による生涯学習関連情報の発信、地域・学校との連携による学習できる環境づくり、社会問題・地域課題や市民ニーズをふまえた出前講座の開催に取り組むなど、学びの機会の創出や市民の学習意欲の向上を図る。

(2) 地域活動と学びの支援

図書資料や電子書籍の充実に取り組むなど、利用しやすく魅力のある図書館づくりを推進するほか、文化センターを改修し、郷土博物館を拡充するなど、社会教育施設の機能充実を図るとともに、各種イベントや講座・企画展を実施するなど、学習環境づくりに取り組む。

様々な学術・研究機関と連携を図りながら、地域の学習施設の拠点として社会教育等のさらなる充実に取り組む。

各種講座の実施や開催支援に取り組み、主体的な学びを促進するとともに、社会教育関係団体の活動を支援する。

(3) 市民スポーツの推進

スポーツ教室やスポーツデイなど、スポーツの楽しさを体験できるイベント等を実施するとともに、地域で活動する各種スポーツ団体の支援およびスポーツ指導者の育成・活用に取り組む。

また、学校体育施設の開放や総合運動場の施設整備・備品貸出をおこなうなど、市民が生涯をとおして自由にスポーツができる環境づくりに取り組む。

4 沖縄市教育大綱の体系

